

平成27年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成27年12月17日(木)

議事日程(第5号)

平成27年12月17日午前10時開議

日程第1 委員長報告 議案第68号ないし議案第88号
請願第4号

日程第2 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告(討論・採決)

日程第2 議員派遣(採決)

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	3番	藤田謙二	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷渉	議員
8番	平山晶邦	議員	9番	益子慎哉	議員
12番	高星勝幸	議員	13番	成井小太郎	議員
14番	茅根猛	議員	15番	福地正文	議員
16番	川又照雄	議員	17番	後藤守	議員
18番	黒沢義久	議員	19番	高木将	議員
20番	宇野隆子	議員			

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	植木宏	総務部長
加瀬智明	政策企画部長	檜村浩治	市民生活部長
西野千里	保健福祉部長	滑川裕	農政部長
山崎修一	商工観光部長	生田目好美	建設部長
斎藤広美	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
江幡正紀	消防長	菊池武	教育次長
関正美	農業委員会事務局長	鈴木淳	秘書課長
笹川雅之	総務課長	大和田隆	監査委員

事務局職員出席者

宇野智明 事務局長 榊 一行 事務局次長
鴨志田智宏 議事係長

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

○深谷秀峰議長 日程第1、委員長報告を行います。

議案第68号から議案第88号まで、並びに請願第4号、以上22件を一括議題として、各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務委員会、高星勝幸委員長の報告を求めます。高星委員長。

[総務委員長 高星勝幸議員 登壇]

○総務委員長（高星勝幸議員） おはようございます。総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成27年第4回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条及び143条の規定によりご報告をいたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告をいたします。

議案第68号常陸太田市個人番号の利用に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第72号常陸太田市市税条例等の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第76号常陸太田市過疎地域自立促進計画について、原案可決すべきものと決定。

議案第82号平成27年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について、原案可決すべきものと決定。

請願第4号所得税法第56条廃止を求める意見書採択に関する請願、不採択とすべきものと決定。

以上、ご報告をいたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○深谷秀峰議長 次、文教民生委員会、深谷涉委員長の報告を求めます。深谷委員長。

[文教民生委員長 深谷涉議員 登壇]

○文教民生委員長（深谷涉議員） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあ

ります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成27年第4回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第69号常陸太田市個人番号カードの利用に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第70号常陸太田市認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第73号常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第74号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第75号常陸太田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第77号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第78号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第80号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第81号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第83号平成27年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第84号平成27年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○**深谷秀峰議長** 次、産業建設委員会、木村郁郎委員長の報告を求めます。木村委員長。

〔産業建設委員長 木村郁郎議員 登壇〕

○**産業建設委員長（木村郁郎議員）** 産業建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成27年第4回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第71号常陸太田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第79号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決

定。

議案第85号平成27年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第86号平成27年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第87号平成27年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第88号平成27年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。議案第68号、議案第69号及び議案第71号、並びに請願第4号、以上4件について、討論の通告がありますので発言を許します。

20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第68号、69号、71号の3議案と請願4号所得税法第56条廃止を求める意見書採択に関する請願の不採択に対して、反対の立場から討論を行います。

議案第68号常陸太田市個人番号の利用に関する条例の制定について及び議案第69号常陸太田市個人番号カードの利用に関する条例の制定についての2議案は関連しておりますので、一括して討論を行います。

本条例は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号の利用及び個人番号カードの利用についての規定を定めるものです。具体的には常陸太田市が行う独自事務やそれらの事務の庁内連携を行うことを可能とする内容の条例です。マイナンバー制度については1つの番号で一人ひとりの個人情報をつなぎつけて活用するこの番号制度は、個人情報が用意に名寄せ、集積されることでありまして、一たび流出したり悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪の危険性を飛躍的に高めることとなります。

日本年金機構から125万件の情報流出が発覚するなど、情報流出事件が相次いでいます。対策を取っているとしていますが、人間が作り運用する以上、100%安全はあり得ません。さらに不正取得やカードの偽造、成り済まし犯罪などの危険は避けられません。また、国による国民

監視の強化など、国民の疑念は消えていませんし、十分な理解も得られておりません。

マイナンバーの通知が行われておりますが、届かないとか間違っ発行したケース、第三者の手に渡った事例など全国的にも混乱や不安が広がっております。

本条例による市の独自利用と庁内連携による行政の利便性の向上につながったとしても、市民にとってはリスクのほうが心配ではないでしょうか。こうした点を指摘いたしまして、本議案に反対をいたします。

次に、議案第71号常陸太田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてです。

法改正によるとはいえ、これまでの農業委員の選出方法を公選法から市長の任命制に変更し、定数も減となれば、これまでの農地の番人と位置づけられてきた農業委員会の役割が後退すると考えます。農民の代表機関としての権限を弱め、市長など行政機関による選任が今後どのように行われるのか。国が強行する農地の最適化、流動化のための行政の下請け機関となつてはなりません。農業委員会は今後も農家とその農地、集落を守るため、地域の農業者の多様な意見を生かして行ってほしいと思います。今回の制度変更による規制緩和で企業の算入が大幅に拡大し、日本の家族農業が壊される。これまで守り続けてきた農地制度の根幹が壊されることとなります。新しく設けられた農地利用最適化推進委員会とは議案にあるとおり、農地の集積、集約化が必須の役割と位置づけられております。そして、農地の最適化の名のもとに農地は農地中間管理機構に集められ機構を通じて代々守り続けてきた農地を、地域を知らない企業等に預けることになっていきます。農家と農地を守り地域を守る。安心安全な農産物の生産を応援する対策こそ強化すべきです。

今回の農業委員会制度の見直しとともに、農業生産法人、農業協同組合制度の見直しも加えたいわゆる農業改革三本柱はT P P推進の前身として多くの農業従事者の反対の中で強行され、安倍内閣はT P Pの大筋合意をしました。T P P推進は農業就業者の減少にさらに拍車がかかり、農業が一層弱体化いたします。そうなれば食料自給率は向上するどころか、国の試算どおり20%台に落ち込みます。日本農業を再生し、食料自給率を向上させることは待ったなしです。農業のあり方について国連が中小農家の役割を重視しております。家族経営を基本とした多様な農家や生産組織などが展望を持って生産できる環境を作っていくこと、そのために役立つ農業委員会にすべきことを求めたいと思います。

次に、請願第4号所得税法第56条廃止を求める意見書採択に関する請願についてです。

この請願は配偶者とその親族が事業に従事したとき、労賃の支払いは必要経費に算入しないという「所得税法」第56条の廃止を求めているものです。同法第56条は家族が従事している場合はどんなに真面目に長時間働いたとしても、その給料は税法上必要経費として認めず、全て事業主の所得に合算されるというものです。明治時代の家父長制度そのままに人格や労働を認めない人権侵害の法律が現在でも業者夫人や家族を苦しめているといえます。

諸外国では家族従業者は従業員と同じで、税法上も「民法」、社会保障上も親族への労賃、自家労賃ですが、これが認められております。いわば、日本だけが世界の進歩から取り残されてい

るといえます。こうした時代遅れで人権侵害の法律の条項を廃止することは極めて当然だと思います。

この請願を不採択とした総務委員会で「所得税法」第57条の話も出ました。この「所得税法」第57条は事業主は青色申告をする場合に限り配偶者など家族の労賃を必要経費に算入できるというものです。しかし、青色申告では詳細な書類の提出が必要になるため、事務量が増えて小規模業者には大変重荷になります。第57条、この青色申告はあくまで第56条の特例であり、家族への労賃の支払いを必要経費として認めない第56条こそが問題の核心です。家族への労賃は事業主の所得とみなし、必要経費として認めないということは家族を世帯主、事業主の所有物とみなすことにもなります。第57条第3項では青色申告をせず、第56条による白色申告をする業者が家族に労賃を支払った場合、配偶者では86万円、息子さんなどその他の親族では50万円までの労賃を必要経費として算入できるとされています。しかし、例えば事業主の配偶者が交通事故に遭った場合、保険で休業補償を請求すると、所得は86万円とみなされるため、補償額は1日2,300円、時給300円、これは1日8時間労働としてですけれども、これほどしかないわけではあります。専業主婦の補償額が1日5,000円であるのに比べて、余りにも低すぎ、最低賃金をも下回る状況です。また息子さんが車を買うためにローンを組みようと思っても所得は50万円とみなされるためローンも組めません。増してや結婚して独立しようと思っても住宅ローンなど到底無理な話となってしまいます。

「所得税法」第56条の廃止を決議した自治体が今年10月1日現在では416自治体となっております。配偶者とその親族が事業に従事したとき、労賃の支払いを必要経費に算入しないという「所得税法」第56条の廃止を求める本請願は含意妥当です。

以上、議案3議案と請願1件につきまして反対の意見を述べまして討論といたします。

○深谷秀峰議長 以上で討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第68号常陸太田市個人番号の利用に関する条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第68号については、原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第69号常陸太田市個人番号カードの利用に関する条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第69号については、原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第70号常陸太田市認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第70号については、原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第71号常陸太田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第71号については、原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第72号常陸太田市市税条例等の一部改正について、議案第73号常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第74号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、議案第75号常陸太田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について、議案第76号常陸太田市過疎地域自立促進計画について、議案第77号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第78号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第79号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第80号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第81号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第82号平成27年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について、議案第83号平成27年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第84号平成27年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第85号平成27年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第86号平成27年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第87号平成27年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第88号平成27年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、以上17件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第88号まで、以上17件については、原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

請願第4号所得税法第56条廃止を求める意見書採択に関する請願については、委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、請願第4号については、不採択とすることに決しました。

日程第2 議員派遣について

○深谷秀峰議長 次、日程第2、お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については「地方自治法」第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付いたしてありますとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付しておりますとおりに決しました。

○深谷秀峰議長 以上をもって今期定例会の議事は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成27年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会では条例の制定、一部改正、過疎地域自立促進計画の決定、公の施設に係る指定管理者の指定、平成27年度各会計の補正予算、合わせまして21件につきましてご審議をいただきました。全ての案件について原案のとおり可決を賜りましてまことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、3日間にわたり熱心にご審議をいただき重ねて感謝を申し上げます。審議の過程でいただきましたご意見、ご要望並びにご提言につきましてはそれぞれの

趣旨を十分に配慮いたしまして、人口減少対策を始め、さまざまな重要課題に取り組んでまいりたいと存じます。

最後になりますが、本年も余すところあとわずかとなりました。これから寒さが厳しくなっていますが、議員各位におかれましては、ご自愛をいただきまして希望に満ちた輝かしい新年をお迎えになられますよう心からお祈りを申し上げます。あわせまして今後とも市政の進展、そして地域の活性化等への取り組みになお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○深谷秀峰議長 今期定例会は12月4日から本日まで14日間、議員各位には本会議、委員会を通し慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって平成27年第4回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員